

今 回 （ 令 和 8 年 度 追 加 協 議 ）	前 回 （ 令 和 8 年 度 当 初 協 議 ）
<u>事 務 連 絡</u> <u>令和8年10月9日</u> 都道府県 各 指定都市 <u>社会福祉施設等施設整備費所管課 御中</u> 中 核 市 <u>（障害福祉施設及び保護施設等）</u> 厚生労働省社会・援護局 <u>障害保健福祉部障害福祉課</u> <u>保 護 課</u> 令和8年度社会福祉施設等施設整備費の国庫補助に係る <u>追加</u>協議等について 標記の国庫補助金に係る協議については、<u>別添</u>の事項に留意の上、別紙「社会福祉施設等整備計画協議要綱」により、都道府県、指定都市及び中核市における施設整備計画協議書等を各地方厚生（支）局宛提出されたい。（提出日は、<u>別途地方厚生（支）局から指示がある。</u>） なお、女性相談支援センター一時保護所及び女性自立支援施設の整備事業については、本<u>事務連絡</u>に拠らず、別途通知することを申し添える。 <u>本協議に当たっては、近年の頻発化する自然災害から利用者の安心・安全を守り、被災時にも最低限のサービスを提供し続けられるよう、平時からの災害対応体制の整備が重要であり、障害者支援施設等はBCPに基づく実効性のある災害対策を講じることが必要である。特に「非常用自家発電設備」については、停電時における利用者の安全確保及びサービス提供の継続に有効な設備であることを踏まえ、その整備を積極的に推進し、当該補助金を活用されたい。</u>	<u>社援発 0420 第9号</u> <u>令和8年4月20日</u> 都道府県 <u>知事</u> 各 指定都市 <u>市長 殿</u> 中 核 市 <u>市長</u> 厚生労働省社会・援護局 <u>長</u> 令和8年度<u>当初予算等における</u>社会福祉施設等施設整備費の 国庫補助に係る協議等について 標記の国庫補助金に係る協議については、<u>以下</u>の事項に留意の上、別紙「社会福祉施設等整備計画協議要綱」により、都道府県、指定都市及び中核市（<u>以下「都道府県市」という。</u>）における施設整備計画協議書等を各地方厚生（支）局宛提出されたい。（提出日は別途地方厚生（支）局より指示。） なお、女性相談支援センター一時保護所及び女性自立支援施設の整備事業については、本<u>通知</u>に拠らず、別途通知することを申し添える。

(参考) 業務継続ガイドライン https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17517.html

なお、非常用自家発電設備の整備をはじめとした国土強靱化に資する取組を実施する事業については、事業の必要性や緊急性等を総合的に勘案した上で、優先的に採択を行う予定である。

【別添】

(削除)

1 補助対象事業について

本協議に当たっては、都道府県、指定都市及び中核市（以下各「都道府県市」という。）それぞれにおいて今年度内の議会に予算を計上する等、今年度に対応が可能なものを登録すること。なお、今年度内に整備が完了しなかった場合は、いわゆる「地方繰越」での対応となることに留意されたい。

また、補助対象については、「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」（平成 17 年 10 月 5 日厚生労働省発社援 1005003 号事務次官通知）の別紙「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）及び本通知の内容を確認の上、協議されたい。

2 整備方針について

(1) 整備対象について

近年、都道府県市からの協議額が予算額を上回っていることから、各都道府県市においては、以下の「優先順位を付す際の指標」を参考にし、真に必要な施設について優先順位を付した上で協議されたい。

また、本協議における整備対象について、当該都道府県及び市町村の第 7 期障害福祉計画（以下「第 7 期障害福祉計画」という。）に位置づけられているか 及び「(2) 留意すべき事項について」との整合性が保たれているかをご確認いただくとともに、第 7 期障害福祉計画に位置づけられている場合、該当部分を添付いただきたい。

<優先順位を付す際の指標>

ア (略)

イ 入所施設等において災害による停電時に電源確保 を行うための非常用自家発電設備の整備を行うもの

1 令和 8 年度当初予算等に係る社会福祉施設等施設整備費について

障害者の社会参加支援及び地域移行をさらに推進するため、地域移行の受け皿としてグループホーム等の整備を促進するなど、障害福祉政策等の推進のために令和 8 年度予算に 40 億円を計上している。これに、令和 7 年度補正予算において計上した 101 億円のうち、令和 8 年 3 月 4 日内示分を除いた額を加えた合計額を財源として本協議を実施することを予定している。

2 補助対象事業について

令和 8 年度の社会福祉施設等施設整備費の間接補助基準単価については、昨今の資材費及び労務費の動向等を踏まえ、前年度比 7.7%増の改定を行うこととしているので、協議額については、令和 8 年度の新単価で協議いただけるよう、留意されたい。詳細は、別添のとおり。

また、補助対象については、「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」（平成 17 年 10 月 5 日厚生労働省発社援 1005003 号事務次官通知）の別紙「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）及び本通知の内容を確認の上、協議されたい。

3 整備方針について

(1) 整備対象について

近年、都道府県市からの協議額が予算額を上回っていることから、各都道府県市においては、以下の「優先順位を付す際の指標」を参考にし、真に必要な施設について優先順位を付した上で協議されたい。

また、本協議における整備対象について、当該都道府県及び市町村の第 7 期障害福祉計画（以下「第 7 期障害福祉計画」という。）に位置づけられているか 並びに「(2) 留意すべき事項について」との整合性が保たれているかをご確認いただくとともに、第 7 期障害福祉計画に位置づけられている場合、該当部分を添付いただきたい。

<優先順位を付す際の指標>

ア 建築基準法に基づく耐震基準に満たない施設等の耐震化整備（耐震化のための改築、老朽化による改築等）を行うもの

イ 災害による停電時に電源確保の 必要性が高い入所施設等において非常用自家発電設備の整備を行うもの

ウ （略）

エ 洪水浸水想定区域（水防法第十四条）等危険区域に所在する入所施設等において、水害対策のための大規模修繕や移転改築等の整備を図るもの

オ ～ キ （略）

ク 「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」（平成 17 年 10 月 5 日 社援発 0625 第 3 号社会・援護局長通知） 1 の（10）に定めるグループホーム改修整備を活用し、停電時に備えた外部給電を受けるために必要となる設備の改修及び蓄電設備の設置に係る改修工事を行うもの

ケ 消防法施行令等の一部を改正する政令（平成 25 年政令第 368 号）により、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備の設置基準が見直されたことに伴う整備を図るもの

コ （略）

サ 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた観点から、地域で安心して暮らせるよう、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保等の機能を備えた拠点の整備（以下「地域生活支援拠点等整備」という。）を図るもの

シ ～ タ （略）

（2）留意すべき事項について

障害者支援施設の整備においては、当該整備前・後の施設入所者数と、都道府県市の障害福祉計画における施設入所者の地域生活への移行に関する成果目標及び基本指針との整合性について確認することとする。

障害者支援施設の国庫補助協議を行う都道府県市は、整備区分を問わず、当該整備前・後の施設入所者数と、都道府県市の障害福祉計画における施設入所者の地域生活への移行に関する成果目標との整合性を確認した上で、様式「障害者支援施設の整備と障害福祉計画の入所者数削減目標との整合性の確認について（以下「確認表」という。）」に必要事項を記載して提出すること。

特に、施設入所者数の増を伴う整備については、基本指針において、「新たに施設へ入所する者を見込むに当たっては、グループホーム等での対応が困難な者等、真に施設入所支援が必要な場合の検討等を市町村、関係者により協議の上、その結果を踏まえて設定すべきものであることに留意する必要がある」とあることを踏まえ、グループホームでの対応が困難な者の利用など、真に必要と認められる場合に限ること。

ウ （略）

エ 洪水浸水想定区域（水防法第十四条）等危険区域に所在する施設の安全を確保する観点から、入所施設等において水害対策のための大規模修繕や移転改築等の整備を図るもの

オ ～ キ （略）

ク 「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」（平成 17 年 10 月 5 日） 1 の（10）に定めるグループホーム改修整備を活用し、停電時に備えた外部給電を受けるために必要となる設備の改修及び蓄電設備の設置に係る改修工事を行うもの

ケ 平成 25 年 12 月消防法施行令等の一部改正により、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備の設置基準が見直されたことに伴う整備を図るもの

コ （略）

サ 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた観点から、地域で安心して暮らせるよう、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保等の機能を備えた拠点の整備（以下「地域生活支援拠点整備」という。）を図るもの

シ ～ タ （略）

（2）留意すべき事項について

障害者支援施設の整備においては、当該整備前・後の施設入所者数と、都道府県市の障害福祉計画における施設入所者の地域生活への移行に関する成果目標及び基本指針との整合性について確認することとする。

障害者支援施設の国庫補助協議を行う都道府県市は、整備区分を問わず、当該整備前・後の施設入所者数と、都道府県市の障害福祉計画における施設入所者の地域生活への移行に関する成果目標との整合性を確認した上で、様式「障害者支援施設の整備と障害福祉計画の入所者数削減目標との整合性の確認について（以下「確認表」という。）」に必要事項を記載して提出すること。

特に、施設入所者数の増を伴う整備については、基本指針において、「新たに施設へ入所する者を見込むに当たっては、グループホーム等での対応が困難な者等、真に施設入所支援が必要な場合の検討等を市町村、関係者により協議の上、その結果を踏まえて設定すべきものであることに留意する必要がある」とあることを踏まえ、グループホームでの対応が困難な者の利用など、真に必要と認められる場合に限ること。

やむを得ず、地域の実情により、これらにより難しい場合は、当該施設整備の必要性はもとより、増加した都道府県市の区域内の施設入所者数を、都道府県市障害者福祉計画の範囲内で削減するための計画などの提示を条件とする。 （注）障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 18 年厚生労働省告示第 395 号。以下「基本指針」という。）において、「令和 4 年度末の福祉施設に入所している障害者（以下「施設入所者」という。）のうち、（中略）令和 8 年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。その際、（中略）施設の老朽化等による改築時にはその定員を見直してグループホームやショートステイの整備を合わせて行う事を基本とすること等の取組を推進することが求められることを考慮」し、令和 8 年度末の施設入所者数を令和 4 年度末時点の施設入所者数から 5 パーセント以上削減することを基本としている。 加えて、行政事業レビューにおいて、KPI を「入所施設の施設整備（※）において、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針に整合した都道府県・市町村の障害福祉計画に基づく整備の割合が 100%になることを目指す」とすることとしている。 （※）定員の増減を伴わない入所施設整備のうち、国土強靱化整備分については別途指標を設定していることから、当該 KPI の対象外とする。 また、地域生活支援拠点^等整備は、市町村及び都道府県の第 7 期障害福祉計画に位置付けられていることを条件とする。 具体的な確認方法については、「⁶ 障害者支援施設の整備と障害福祉計画との整合性について」を確認すること。 この^{ほか}、次の事項に留意されたい。 ア ～ ク （略） ケ グループホームについては、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流が確保される地域にあり、かつ、原則として入所施設又は病院の敷地外に設置されるものであって、さらに創設の場合にあっては 1 共同生活住居の定員が 4 人以上 10 人以下のものであること。 また、一つの建物に複数の共同生活住居を設けることを認めているものの算出に当たっては、以下のとおりとする。 ○地域生活支援^等拠点の整備の一環として行う場合（短期入所を行う場合は別途加算を算定） ・ 1 つの建物のグループホームの定員の合計が 10 名まで 本体単価（＋短期入所整備加算）	やむを得ず、地域の実情により、これらにより難しい場合は、当該施設整備の必要性はもとより、増加した都道府県市の区域内の施設入所者数を、都道府県市障害者福祉計画の範囲内で削減するための計画などの提示を条件とする。 （注）障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 18 年厚生労働省告示第 395 号。以下「基本指針」という。）において、「令和 4 年度末の福祉施設に入所している障害者（以下「施設入所者」という。）のうち、（中略）令和 8 年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。その際、（中略）施設の老朽化等による改築時にはその定員を見直してグループホームやショートステイの整備を合わせて行う事を基本とすること等の取組を推進することが求められることを考慮」し、令和 8 年度末の施設入所者数を令和 4 年度末時点の施設入所者数から 5 パーセント以上削減することを基本としている。 加えて、行政事業レビューにおいて、KPI を「入所施設の施設整備（※）において、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針に整合した都道府県・市町村の障害福祉計画に基づく整備の割合が 100%になることを目指す」とすることとしている。 （※）定員の増減を伴わない入所施設整備のうち、国土強靱化整備分については別途指標を設定していることから、当該 KPI の対象外とする。 また、地域生活支援拠点整備は、市町村及び都道府県の第 7 期障害福祉計画に位置付けられていることを条件とする。 具体的な確認方法については、「⁷ 障害者支援施設の整備と障害福祉計画との整合性について」を確認すること。 この^他、次の事項に留意されたい。 ア ～ ク （略） ケ グループホームについては、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流が確保される地域にあり、かつ、原則として入所施設又は病院の敷地外に設置されるものであって、さらに創設の場合にあっては 1 共同生活住居の定員が 4 人以上 10 人以下のものであること。 また、一つの建物に複数の共同生活住居を設けることを認めているものの算出に当たっては、以下のとおりとする。 ○地域生活支援拠点の整備の一環として行う場合（短期入所を行う場合は別途加算を算定） ・ 1 つの建物のグループホームの定員の合計が 10 名まで 本体単価（＋短期入所整備加算）
---	--

・ 1つの建物の定員の合計が20名まで 本体単価×2（＋短期入所整備加算）

○日中サービス支援型グループホーム（短期入所を併設）

・ 1つの建物のグループホームの定員の合計が10名まで 本体単価＋短期入所整備加算

・ 1つの建物のグループホームの定員の合計が20名まで 本体単価×2＋短期入所整備加算

コ～ス （略）

セ 4及び5に記載する国土強靱化に係る整備は、その自治体における国土強靱化地域計画の策定を要件とするため、当該計画の該当部分を添付すること。なお、申請時に計画が未策定であって、補助の決定時までには策定される見込みである場合は、策定予定時期を明示すること。

ソ～ニ （略）

3 都道府県市における協議対象施設の選定手続について

施設整備費において、高率の補助や政策融資など公費で賄われる仕組みを悪用した事件が発生したことを契機に、施設整備に係る審査及び法人認可に係る審査をより厳格に行うことが不可欠となっている。

については、2の整備方針を踏まえ、「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）等に基づき、次により協議対象施設を選定されたい。

（1）～（4） （略）

4 国土強靱化に資する整備について

国土強靱化については、令和8年度から令和12年度までを計画期間とする「第1次国土強靱化実施中期計画（令和7年6月6日閣議決定。以下「実施中期計画」という。）」が定められ、施策の一層の重点化を図るとともに、災害に屈しない強靱な国土づくりを進めることとされた。

（注）「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策（平成30年12月14日閣議決定）」及び「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（令和2年12月11日閣議決

・ 1つの建物の定員の合計が20名まで 本体単価×2（＋短期入所整備加算）

○日中サービス支援型グループホーム（短期入所を併設）

・ 1つの建物のグループホームの定員の合計が10名まで 本体単価＋短期入所整備加算

・ 1つの建物のグループホームの定員の合計が20名まで 本体単価×2＋短期入所整備加算

コ～ス （略）

セ 5及び6に記載する国土強靱化に係る整備は、その自治体における国土強靱化地域計画の策定を要件とするので、当該計画の該当部分を添付すること。なお、申請時に計画が未策定であって、補助の決定時までには策定される見込みである場合は、策定予定時期を明示すること。

ソ～ニ （略）

4 都道府県市における協議対象施設の選定手続について

施設整備費において、高率の補助や政策融資など公費で賄われる仕組みを悪用した事件が発生したことを契機に、施設整備に係る審査及び法人認可に係る審査をより厳格に行うことが不可欠となっている。

については、3の整備方針を踏まえ、「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）等に基づき、次により協議対象施設を選定されたい。

（1）～（4） （略）

5 国土強靱化に資する整備について

国土強靱化については、令和8年度から令和12年度までを計画期間とする「第1次国土強靱化実施中期計画（令和7年6月6日閣議決定。以下「実施中期計画」という。）」が定められ、施策の一層の重点化を図るとともに、災害に屈しない強靱な国土づくりを進めることとされた。

（注）「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策（平成30年12月14日閣議決定）」及び「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（令和2年12月11日閣議決

定)」の後継

この実施中期計画においては、「推進が特に必要となる施策」に社会福祉施設等の耐災害性強化対策が位置づけられるとともに、施策ごとの目標が定められており、当該目標の達成に向けた積極的な取組が求められている。

都道府県市におかれては、これらの実態を踏まえ、実施中期計画期間中において必要な予算措置や各種調整等を行い、主体的かつ積極的な整備を早急に進めていただきたい。

【参考】実施中期計画における目標

- ① 廃止予定の施設等を除く全ての社会福祉施設等（全国約 22 万施設）の耐震化率
99.47%【R2】 → 99.71%【R12】 → 100%【R52】
- ② 廃止予定の施設等を除く全ての社会福祉施設等（全国約 22 万施設）のうち、倒壊のおそれのあるブロック塀の改修が必要とされる施設（全国約 500 施設）の対策完了率
20%【R4】 → 53%【R12】 → 100%【R52】
- ③ 廃止予定の施設等を除く全ての社会福祉施設等（全国約 22 万施設）のうち、洪水、内水、高潮又は津波による浸水が想定される区域内にある等、水害対策（止水板設置、浸水深以上の階への避難手段確保等）が必要とされる施設（全国約 4,200 施設）の対策完了率
4%【R4】 → 24%【R12】 → 100%【R37】
- ④ 廃止予定の施設等を除く全ての社会福祉施設等（全国約 22 万施設）のうち、大規模地震時にも対応可能な非常用自家発電設備（3 日分の電力確保）の強化が必要とされる施設（全国約 7,600 施設）の対策完了率
12%【R4】 → 49%【R12】 → 100%【R20】

5 社会福祉施設等施設整備費補助金における国土強靱化対策について

国土強靱化としての社会福祉施設等施設整備費補助金の補助対象事業については、別紙 A のとおりであるため、内容を十分に確認いただき、積極的な活用を図られたい。

6 障害者支援施設の整備と障害福祉計画との整合性について

2（2）における確認表の具体的な内容は以下のとおり。

【様式で確認する数値】

A：当該施設における今回の整備前・後の入所者数

B：当該施設を含む、都道府県市の、目標初年度（第 7 期計画であれば令和 4 年度末）の施

定)」の後継

この実施中期計画においては、「推進が特に必要となる施策」に社会福祉施設等の耐災害性強化対策が位置づけられるとともに、施策毎の目標が定められており、当該目標達成に向けた積極的な取組が求められている。

都道府県市におかれては、これらの実態を踏まえ、実施中期計画期間中において必要な予算措置や各種調整等を行い、主体的かつ積極的な整備を早急に進めていただきたい。

【参考】実施中期計画における目標

- ① 廃止予定の施設等を除く全ての社会福祉施設等（全国約 22 万施設）の耐震化率
99.47%【R2】 → 99.71%【R12】 → 100%【R52】
- ② 廃止予定の施設等を除く全ての社会福祉施設等（全国約 22 万施設）のうち、倒壊のおそれのあるブロック塀の改修が必要とされる施設（全国約 500 施設）の対策完了率
20%【R4】 → 53%【R12】 → 100%【R52】
- ③ 廃止予定の施設等を除く全ての社会福祉施設等（全国約 22 万施設）のうち、洪水、内水、高潮又は津波による浸水が想定される区域内にある等、水害対策（止水板設置、浸水深以上の階への避難手段確保等）が必要とされる施設（全国約 4,200 施設）の対策完了率
4%【R4】 → 24%【R12】 → 100%【R37】
- ④ 廃止予定の施設等を除く全ての社会福祉施設等（全国約 22 万施設）のうち、大規模地震時にも対応可能な非常用自家発電設備（3 日分の電力確保）の強化が必要とされる施設（全国約 7,600 施設）の対策完了率
12%【R4】 → 49%【R12】 → 100%【R20】

6 社会福祉施設整備費補助金における国土強靱化対策について

国土強靱化としての社会福祉施設等施設整備費補助金の補助対象事業については、別紙 A のとおりであるため、十分に確認すること。

7 障害者支援施設の整備と障害福祉計画との整合性について

3（2）における確認表の具体的な内容は以下のとおり。

【様式で確認する数値】

A：当該施設における今回の整備前・後の入所者数

B：当該施設を含む、都道府県市の、目標初年度（第 7 期計画であれば令和 4 年度末）の施

設入所者数、及び、目標最終年度（第7期計画であれば令和8年度末）の施設入所者数の目標値 ①：協議年度の前年度末の入所者数（今回の協議においては令和7年度末）、及び協議年度末（今回の協議においては令和8年度末）の入所者数の見込 【整合性の確認方法】 ① 障害福祉計画における目標初年度（第7期計画であれば令和4年度末）、及び、協議年度の前年度末（今回の協議においては令和7年度末）の入所者数のそれぞれを、協議年度（令和8年度末）の入所者数の見込が下回っていれば、計画の範囲内とみなす。 ② ①において、協議対象の整備が計画の範囲外であった場合、令和8年度末までに障害福祉計画における施設入所者数の目標値を達成するための具体的な方策をまとめた文書を提出すること。 ※ 当該文書には、定員削減を行う施設の名称や、削減する定員数、定員削減を行う時期などを具体的に記載すること。 ※ 必要に応じて、説明対応を依頼する予定である旨に留意すること。 7 障害者支援施設の強靱化整備と障害福祉計画との整合性について （略） 8 感染防止対策整備について （1）対象事業 ウイルス性感染症等の感染拡大を防止するための以下の整備 ア 感染症の感染が疑われる入所者が発生した場合に備え、多床室を区切り、感染が疑われる入所者を空間的に隔離するための個室化を行う大規模修繕等事業 イ 簡易陰圧装置や換気設備の設置工事 ウ 特に一棟に多くの入所者が生活している施設であって、感染症の集団感染を防止するために、施設の小舎化を図る整備 エ 感染症の感染拡大を防止しつつ家族と利用者の面会を安全に実施するための整備・改修（エの例） ・家族と利用者が接することのないようにするため、面会室への出入口を複数設ける整備 ・対面による飛沫防止対策としてアクリル板等の設置をするための整備 ・「密」を避けるための家族面会室の複数設置や拡張（床面積の拡大）	設入所者数、及び、目標最終年度（第7期計画であれば令和8年度末）の施設入所者数の目標値 ①：協議年度の前年度末の入所者数（今回の協議においては令和6年度末）、及び協議年度末（今回の協議においては令和7年度末）の入所者数の見込 【整合性の確認方法】 ① 障害福祉計画における目標初年度（第7期計画であれば令和4年度末）、及び、協議年度の前年度末（今回の協議においては令和6年度末）の入所者数のそれぞれを、協議年度（令和7年度末）の入所者数の見込が下回っていれば、計画の範囲内とみなす。 ② ①において、協議対象の整備が計画の範囲外であった場合、令和8年度末までに障害福祉計画における施設入所者数の目標値を達成するための具体的な方策をまとめた文書を提出すること。 ※ 当該文書には、定員削減を行う施設の名称や、削減する定員数、定員削減を行う時期などを具体的に記載すること。 ※ 必要に応じて、説明対応を依頼する予定である旨に留意すること。 8 障害者支援施設の強靱化整備と障害福祉計画との整合性について （略） 9 感染防止対策整備について （1）対象事業 新型コロナウイルス感染症等の感染拡大を防止するための以下の整備 ア 感染症の感染が疑われる入所者が発生した場合に備え、多床室を区切り、感染が疑われる入所者を空間的に隔離するための個室化を行う大規模修繕等事業 イ 簡易陰圧装置や換気設備の設置工事 ウ 特に一棟に多くの入所者が生活している施設であって、感染症の集団感染を防止するために、施設の小舎化を図る整備 エ 感染症の感染拡大を防止しつつ家族と利用者の面会を安全に実施するための整備・改修（エの例） ・家族と利用者が接することのないようにするため、面会室への出入口を複数設ける整備 ・対面による飛沫防止対策としてアクリル板等の設置をするための整備 ・「密」を避けるための家族面会室の複数設置や拡張（床面積の拡大）
---	---

・ 家族面会室の入口に消毒等を行う玄関室等の設置 ・ 家族面会室がない場合の新規整備 (2) 対象施設 ・ 障害者支援施設 ・ 共同生活援助事業所 ・ 短期入所事業所 ・ 宿泊型自立訓練事業所・ 救護施設 ・ 更生施設 ・ 宿所提供施設 ・ 無料低額宿泊所 ・ 日常生活支援住居施設 (3) 留意事項 感染防止対策を実施するための(1)アからエまでの整備については、各整備の性質を鑑み、交付要綱3に掲げる整備区分に基づいて協議を行うこと。 なお、整備区分を「大規模修繕等」として協議を行う場合、「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」に基づき、総事業費が、入所施設にあっては 100 万円以上、共同生活援助事業所・短期入所事業所・無料低額宿泊所にあっては 30 万円以上のものを補助対象とするので留意すること。 9 財産処分について 国の補助事業により取得した社会福祉施設等の解体撤去工事費が国庫補助金の対象事業となる場合は、「社会福祉施設等施設整備費（解体撤去工事費・仮設施設整備工事費）補助金に係る財産処分の手続き等に関する留意事項について」（令和5年7月18日社援総発 0718 第1号、社援保発 0718 第1号、障障発 0718 第2号<u>厚生労働省社会・援護局総務課長、厚生労働省社会・援護局保護課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知</u>）に基づき、同通知別紙1の財産処分（取壊し）協議書を添付すること。 10 行政手続の簡素化について （略） 11 その他 <u>今回の追加協議における採択件数については、令和8年度中に補正予算が編成されるか否かを踏まえて検討することとなる点、ご承知おき願う。</u>	・ 家族面会室の入口に消毒等を行う玄関室等の設置 ・ 家族面会室がない場合の新規整備 (2) 対象施設 ・ 障害者支援施設 ・ 共同生活援助事業所 ・ 短期入所事業所 ・ 宿泊型自立訓練事業所・ 救護施設 ・ 更生施設 ・ 宿所提供施設 ・ 無料低額宿泊所 ・ 日常生活支援住居施設 (3) 留意事項 感染防止対策を実施するための(1)アからエまでの整備については、各整備の性質を鑑み、交付要綱3に掲げる整備区分に基づいて協議を行うこと。 なお、整備区分を「大規模修繕等」として協議を行う場合、「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」<u>（平成17年10月5日社援発 0625 第3号社会・援護局長通知）</u>に基づき、総事業費が、入所施設にあっては 100 万円以上、共同生活援助事業所・短期入所事業所・無料低額宿泊所にあっては 30 万円以上のものを補助対象とするので留意すること。 10 財産処分について 国の補助事業により取得した社会福祉施設等の解体撤去工事費が国庫補助金の対象事業となる場合は、「社会福祉施設等施設整備費（解体撤去工事費・仮設施設整備工事費）補助金に係る財産処分の手続き等に関する留意事項について」（令和5年7月18日社援総発 0718 第1号、社援保発 0718 第1号、障障発 0718 第2号）に基づき、同通知別紙1の財産処分（取壊し）協議書を添付すること。 11 行政手続の簡素化について （略） <u>（新設）</u>
--	--

(別紙 A) 社会福祉施設等施設整備費補助金における国土強靱化対策について <u>国土強靱化対策については、近年頻発・激甚化する自然災害や大規模停電等に備え、利用者の安全確保や施設機能の継続に資する整備を対象としている。対象となる具体的な事例は以下のとおり。</u> (1) 耐震化整備について <u>地震発生時における利用者の安全確保及び施設機能の継続を図る観点から、建物本体の耐震化に加え、天井、照明器具等の非構造部材や電気設備、給排水設備等についても耐震性向上に資する整備を積極的に検討すること。</u> ① 新耐震基準施行（昭和 56 年 6 月 1 日。<u>以下同じ</u>）前に建設された障害福祉サービス事業所等の改築、老朽民間社会福祉施設整備、大規模修繕等 ② 新耐震基準施行前に建設された障害福祉サービス事業所等（賃貸を含む。）から、新耐震基準を満たす別の建物への移転等（創設、大規模修繕等） ③ 新耐震基準施行前に建設された障害福祉サービス事業所等の廃止と一体的に実施される障害福祉サービス事業所等の創設 なお、新耐震基準施行以前に建築された障害福祉サービス事業所等の廃止と、新たな障害福祉サービス事業所等の創設が一体的に行われる場合は、同一敷地内であることを問わない。 ④ 新耐震基準施行前に建設された障害者支援施設等の改築に当たって、障害者支援施設等の入所定員を削減し、共同生活援助事業所や短期入所事業所の整備を一体的に行う場合 ※ 耐震化整備における大規模修繕等は、耐震化に資する内容に限る（天井等非構造部材の落下防止対策、地震被害の防止・軽減に資する老朽化対策等）。 <u>※ 1 回の工事で、耐震化整備と合わせ、強靱化対策に該当しない内容の工事を実施する場合も、補助対象となる。</u> <u>※ 既に耐震化整備を完了している場合は、補助対象外となる。</u> (2) ブロック塀等の改修整備について	(別紙 A) 社会福祉施設等施設整備費補助金における国土強靱化対策について (1) 耐震化整備について ① 新耐震基準施行（昭和 56 年 6 月 1 日）<u>以前に建設された障害福祉サービス事業所等（既に耐震化整備を完了している場合を除く。）</u>の改築、老朽民間社会福祉施設整備、大規模修繕等 ② 新耐震基準施行（昭和 56 年 6 月 1 日）<u>（既に耐震化整備を完了している場合を除く。）</u><u>以前に建設された障害福祉サービス事業所等（賃貸を含む。）から、新耐震基準を満たす別の建物への移転等（創設、大規模修繕等）</u> ③ 新耐震基準施行（昭和 56 年 6 月 1 日）<u>以前に建設された障害福祉サービス事業所等（既に耐震化整備を完了している場合を除く。）</u>の廃止と一体的に実施される障害福祉サービス事業所等の創設 なお、新耐震基準施行以前に建築された障害福祉サービス事業所等の廃止と、新たな障害福祉サービス事業所等の創設が一体的に行われる場合は、同一敷地内であることを問わない。 ④ 新耐震基準施行（昭和 56 年 6 月 1 日）<u>以前に建設された障害者支援施設等（既に耐震化整備を完了している場合を除く。）</u>の改築に当たって、障害者支援施設等の入所定員を削減し、共同生活援助事業所や短期入所事業所の整備を一体的に行う場合 ※ 耐震化整備における大規模修繕等は、耐震化に資する内容に限る（天井等非構造部材の落下防止対策、地震被害の防止・軽減に資する老朽化対策等）。 (2) ブロック塀等の改修整備について
--	--

○ 安全点検の結果、問題があるブロック塀（組積造又はコンクリートブロック造）の改修
（例）

- ・ 避難経路又は避難場所に面する危険なブロック塀を改修し、災害時の円滑な避難を確保するための工事
- ・ 施設出入口周辺のブロック塀について、地震時の倒壊防止を目的として軽量フェンス等へ更新する工事

（３）水害対策強化整備について

○ 対象区域（※）に所在する障害福祉サービス事業所等において行われる水害対策のための施設整備事業であって、大雨等の災害に備えて、利用者が円滑で安全な避難等を行うために必要な整備。

（例）

- ・ エレベーター未設置の障害福祉サービス事業所等へのエレベーター設置工事
- ・ 車椅子での迅速な避難を促進するための、スロープ設置工事
- ・ 事業所等内の備蓄物資の倉庫や給水装置等の設置
- ・ 施設の安全な場所に避難するために、利用者や職員が避難できるような十分なスペース確保のための改修工事
- ・ 非常用自家発電設備等の電気設備を水害から守るために、事業所等の屋上等に移設するための工事
- ・ 事業所等の出入り口からの浸水や土砂流入を防ぐための止水板等の設置工事
- ・ 洪水浸水想定区域（水防法第十四条）等危険区域に所在する障害福祉サービス事業所等の安全を確保する観点から、事業所等において水害対策のための移転改築整備を図るもの

- ・ 地下又は１階部分に設置されている機械室、ポンプ室等の設備を上層階へ移設する工事
- ・ 排水ポンプや逆流防止弁の設置等による施設内浸水防止対策工事
- ・ 敷地内への雨水流入を防ぐための防水壁、防潮壁等の設置工事
- ・ 受水槽、高架水槽等の給水設備の高所化又は耐水化工事
- ・ 利用者の垂直避難を円滑に行うための居室、食堂、活動室等の上層階への配置換えに伴う改修工事

※ １回の工事で、水害対策強化と合わせ、強靱化対策に該当しない内容の工事を実施する場合も、補助対象となる。

○ 安全点検の結果、問題があるブロック塀（組積造又はコンクリートブロック造）の改修

（３）水害対策強化整備について

○ 対象区域（※）に所在する通所系サービスを含む全ての障害福祉サービス事業所等において行われる水害対策のための施設整備事業であって、大雨等の災害に備えて、利用者が円滑で安全な避難等を行うために必要な整備。

（例）

- ・ エレベーター未設置の障害福祉サービス事業所等へのエレベーター設置工事
- ・ 車椅子での迅速な避難を促進するための、スロープ設置工事
- ・ 事業所等内の備蓄物資の倉庫や給水装置等の設置
- ・ 施設の安全な場所に避難するために、利用者や職員が避難できるような十分なスペース確保のための改修工事
- ・ 非常用自家発電設備等の電気設備を水害から守るために、事業所等の屋上等に移設するための工事
- ・ 事業所等の出入り口からの浸水や土砂流入を防ぐための止水板等の設置工事
- ・ 洪水浸水想定区域（水防法第十四条）等危険区域に所在する障害福祉サービス事業所等の安全を確保する観点から、事業所等において水害対策のための移転改築整備を図るもの

※ 水害対策のための施設整備が既に実施されている障害福祉サービス事業所等においても、利用者の更なる安全確保のために追加で異なる整備を実施することも可能。

※ 対象区域

- ・ 建築基準法（昭和 25 年法律 201 号）第 39 条により指定された災害危険区域に所在する障害福祉サービス事業所等
- ・ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 7 条により、都道府県知事が指定した土砂災害警戒区域又は同法第 9 条により都道府県知事が指定した土砂災害特別警戒区域内に所在する障害福祉サービス事業所等
- ・ 特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第 77 号）第 56 条により指定された浸水被害防止区域並びに特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 31 号）附則第 2 条により、なお従前によるとされた都市洪水想定区域及び都市浸水想定区域内に所在する障害福祉サービス事業所等
- ・ 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条により、都道府県知事が、洪水浸水想定区域として指定した区域内に所在する障害福祉サービス事業所等
- ・ 水防法第 14 条の 2 により、都道府県知事又は市町村長が、雨水出水浸水想定区域として指定した区域内に所在する障害福祉サービス事業所等
- ・ 水防法第 14 条の 3 により、都道府県知事が、高潮浸水想定区域として指定した区域内に所在する障害福祉サービス事業所等
- ・ 津波防災地域づくりに関する法律第 53 条により、都道府県知事が指定した津波災害警戒区域又は同法第 72 条により都道府県知事が指定した津波災害特別警戒区域内に所在する障害福祉サービス事業所等
- ・ 地すべり等防止法第 3 条により、主務大臣が指定した地すべり区域又は地すべり防止区域内に所在する障害福祉サービス事業所等
- ・ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条により、都道府県知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域内に所在する障害福祉サービス事業所等
- ・ その他、水害における被害の発生の危険性が認められ、各自治体の地域防災計画等により指定されている障害福祉サービス事業所等

（４）非常用自家発電設備の整備について

「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」（平成 17 年 10 月 5 日）１の（２）、（８）③に基づき整備（既存設備の増設・改造を含む。）を行うものを対

※ 水害対策のための施設整備が既に実施されている障害福祉サービス事業所等においても、利用者の更なる安全確保のために追加で異なる整備を実施することも可能。

※ 対象区域

- ・ 建築基準法（昭和 25 年法律 201 号）第 39 条により指定された災害危険区域に所在する障害福祉サービス事業所等
- ・ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 7 条により、都道府県知事が指定した土砂災害警戒区域又は同法第 9 条により都道府県知事が指定した土砂災害特別警戒区域内に所在する障害福祉サービス事業所等
- ・ 特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第 77 号）第 56 条により指定された浸水被害防止区域並びに特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 31 号）附則第 2 条により、なお従前によるとされた都市洪水想定区域及び都市浸水想定区域内に所在する障害福祉サービス事業所等
- ・ 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条により、都道府県知事が、洪水浸水想定区域として指定した区域内に所在する障害福祉サービス事業所等
- ・ 水防法第 14 条の 2 により、都道府県知事又は市町村長が、雨水出水浸水想定区域として指定した区域内に所在する障害福祉サービス事業所等
- ・ 水防法第 14 条の 3 により、都道府県知事が、高潮浸水想定区域として指定した区域内に所在する障害福祉サービス事業所等
- ・ 津波防災地域づくりに関する法律第 53 条により、都道府県知事が指定した津波災害警戒区域又は同法第 72 条により都道府県知事が指定した津波災害特別警戒区域内に所在する障害福祉サービス事業所等
- ・ 地すべり等防止法第 3 条により、主務大臣が指定した地すべり区域又は地すべり防止区域内に所在する障害福祉サービス事業所等
- ・ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条により、都道府県知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域内に所在する障害福祉サービス事業所等
- ・ その他、水害における被害の発生の危険性が認められ、各自治体の地域防災計画等により指定されている障害福祉サービス事業所等

（４）非常用自家発電設備の整備について

「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」（平成 17 年 10 月 5 日）１の（２）、（８）③に基づき整備（既存設備の増設・改造を含む。）を行うものを対

象とすることとし、次の①～④に該当し、特に市町村から福祉避難所の指定を受けているもの、または、事業完了の日までに福祉避難所の指定を受ける見込みのものを優先的に採択する。

- ① 一定年数を経過して使用に耐えなくなり、改修が必要となった非常用自家発電設備の改造工事（燃料貯蔵用のタンクの設置等も含む）
- ② 土砂災害等に備えた障害福祉サービス事業所等の一部改修に伴う緊急災害用の自家発電設備の整備
- ③ 太陽光等の再生可能エネルギーによる自家発電設備の導入、電気自動車の充電スタンド設置等多様なエネルギーを活用した電源確保に伴う整備

④ 浸水や土砂災害による被害を防止するため、発電機本体や燃料タンクを屋上又は上階へ移設する工事

障害者支援施設、共同生活援助事業所等の入所系施設においては、停電時であっても利用者の生命及び身体に重大な影響を生じさせないよう、BCP（業務継続計画）に基づき必要な電力需要を十分に把握した上で、非常用電源の確保に取り組むことが重要である。特に、人工呼吸器等の医療機器を使用する利用者を受け入れている施設や福祉避難所として指定されている施設については、72 時間以上の事業継続を見据えた設備整備を積極的に検討されたい。

防災基本計画（令和 7 年 7 月中央防災会議）においても、「病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。」とされていることを踏まえ、72 時間以上の事業継続を可能とする整備について、優先的に採択することとしているので、ご留意いただきたい。

（※ 非常用自家発電設備が既に設置されている場合でも、既存設備において 72 時間分の電源が確保できない場合は、その設備の改造や、別の自家発電設備の整備を行うことを可能とする。）

なお、非常用設備等の設置場所については、会計検査院が実施した検査の報告書（令和 5 年 5 月）において、一部の施設について「非常用自家発電設備が浸水高さよりも低い位置に設置されているのに十分な浸水対策が講じられておらず、洪水等により浸水が発生した場合に非常用自家発電設備が使用できなくなるおそれがある状況となっていた」ことを踏まえ、津波や浸水等の水害や土砂災害等に備え、屋上等に設置する等、災害時に確実な稼働が見込まれるようにすること。

※ 1 回の工事で、非常用自家発電設備の整備と合わせ、強靱化対策に該当しない内容の工事

象とすることとし、次の①～③に該当し、特に市町村から福祉避難所の指定を受けているもの、または、事業完了の日までに福祉避難所の指定を受ける見込みのものを優先的に採択する。

- ① 一定年数を経過して使用に耐えなくなり、改修が必要となった非常用自家発電設備の改造工事（燃料貯蔵用のタンクの設置等も含む）
- ② 土砂災害等に備えた障害福祉サービス事業所等の一部改修に伴う緊急災害用の自家発電設備の整備
- ③ 太陽光等の再生可能エネルギーによる自家発電設備の導入、電気自動車の充電スタンド設置等多様なエネルギーを活用した電源確保に伴う整備

（新設）

※ 非常用自家発電設備が設置されている場合でも、既存設備において 72 時間分の電源が確保できない場合は、その設備の改造や、別の自家発電設備の整備を行うことを可能とする。

非常用設備等の設置場所については、会計検査院が実施した検査の報告書（令和 5 年 5 月）において、一部の施設について「非常用自家発電設備が浸水高さよりも低い位置に設置されているのに十分な浸水対策が講じられておらず、洪水等により浸水が発生した場合に非常用自家発電設備が使用できなくなるおそれがある状況となっていた」ことを踏まえ、津波や浸水等の水害や土砂災害等に備え、屋上等に設置する等、災害時に確実な稼働が見込まれるようにすること。

<u>を実施する場合も、補助対象となる。</u> ※（参考URL）<u>防災基本計画（令和7年7月中央防災会議）</u> <u>https://www.bousai.go.jp/taisaku/keikaku/pdf/kihon_basicplan.pdf</u> ※（参考URL）「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に関する 会計検査の結果について」 https://report.jbaudit.go.jp/org/pdf/050517_zenbun.pdf	※（参考URL）「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に関する 会計検査の結果について」 https://report.jbaudit.go.jp/org/pdf/050517_zenbun.pdf
---	--